

大和市告示第142号

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年7月30日

大和市長 大 木 哲

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市がん検診推進事業実施要綱（平成22年大和市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年度がん検診推進事業実施要綱（平成25年5月24日健発0524第6号厚生労働省健康局長通知）」を「平成26年度がん検診推進事業実施要綱（平成26年4月1日健発0401第1号厚生労働省健康局長通知）及び平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱（平成26年4月1日健発0401第6号厚生労働省健康局長通知）」に改める。

第3条第1号の表を次のように改める。

年齢	生年月日
19歳	平成6年（1994年）4月2日から平成7年（1995年）4月1日まで
20歳	平成5年（1993年）4月2日から平成6年（1994年）4月1日まで
21歳	平成4年（1992年）4月2日から平成5年（1993年）4月1日まで
23歳	平成2年（1990年）4月2日から平成3年（1991年）4月1日まで
25歳	昭和63年（1988年）4月2日から平成元年（1989年）4月1日まで
27歳	昭和61年（1986年）4月2日から昭和62年（1987年）4月1日まで

第3条第2号中「乳がん検診及び」及び「（乳がん検診は女性に限る。）及び大腸がん検診」を削り、同号の表生年月日の欄を次のように改める。

生年月日
昭和48年（1973年）4月2日から昭和49年（1974年）4月1日まで
昭和43年（1968年）4月2日から昭和44年（1969年）4月1日まで
昭和38年（1963年）4月2日から昭和39年（1964年）4月1日まで
昭和33年（1958年）4月2日から昭和34年（1959年）4月1日まで
昭和28年（1953年）4月2日から昭和29年（1954年）4月1日まで

第3条に次の1号を加える。

(3) 乳がん検診 次の表に掲げる年齢（生年月日）の女性

年齢	生年月日
40歳	昭和48年（1973年）4月2日から昭和49年（1974年）4月1日まで
45歳	昭和43年（1968年）4月2日から昭和44年（1969年）4月1日まで
50歳	昭和38年（1963年）4月2日から昭和39年（1964年）4月1日まで
55歳	昭和33年（1958年）4月2日から昭和34年（1959年）4月1日まで

第4条中「前条第1号又は第2号に該当する性別及び年齢の者」を「前条に規定する対象者」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるクーポン券を送付するものとする。

(1) 対象者 推進事業対象のがん検診が無料となる乳がん（視触診及びマンモグラフィ併用）検診クーポン券、子宮頸がん検診クーポン券及び大腸がん検診クーポン券

(2) 毎年度作成するがん検診台帳（平成25年度及び平成26年度に作成されたものを除く。）に登載されている者（次項に規定するクーポン送付年度中に満41歳に達した子宮頸がん検診の対象者及び満61歳に達した乳がん検診の対象者を除く。）のうち、各クーポン送付年度に推進事業対象のがん検診（大腸がん検診を除く。以下この号において同じ。）を受診していない者（以下「過年度未受診者」という。） 推進事業対象のがん検診が無料となる乳がん（視触診及びマンモグラフィ併用）検診クーポン券及び子宮頸がん検診クーポン券

第5条第2項中「クーポン券の」を「前項各号に掲げるクーポン券（以下「クーポン券」という。）の」に改める。

第7条ただし書中「前条第3項の規定によりクーポン券を再発行した」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 子宮頸がん検診の対象者（第3条第1号の表に掲げる年齢区分が20歳の者を除く。）にクーポン券を送付する場合
- (2) 過年度未受診者にクーポン券を送付する場合
- (3) 前条第3項の規定によりクーポン券を再発行する場合

第9条第1項中「対象者」の次に「及び過年度未受診者」を加え、同条第2項中「対象者」の次に「及び過年度未受診者」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「対象者」の次に「及び過年度未受診者」を加える。

第11条第1項、第2項及び第4項中「対象者」の次に「及び過年度未受診者」を加える。

#### 附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。